

様式第1号(第3条関係)

介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払取扱確約書

年 月 日

大和郡山市長 宛

住 所

名 称

代表者氏名

印

被保険者_____様(以下「甲」という。)の大和郡山市の介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払の取扱いを申し出るにあたり、大和郡山市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生労働省告示第95号)に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、通達、大和郡山市の条例及び規則等を遵守すること。
- 2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修にあたっては、大和郡山市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者並びに地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。

(住宅改修の施工等)

- 5 「大和郡山市居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請に係る事前申請実施要綱」第3条により承認されたとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して甲に十分に説明を行うこと。

(見積書の内容変更)

- 6 住宅改修に関する見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された受領委任払いの取扱いについては、原則として無効となることを甲に説明すること。

(本人負担額の受領等)

- 7 住宅改修費については、大和郡山市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書に記載されている本人負担額の支払を甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了後、本人負担額の支払を受けたときは、甲に領収証を発行すること。

(記録の整備)

- 8 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

(通知)

- 9 甲が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を大和郡山市長に通知すること。
 - (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。

(指導、調査等)

- 10 大和郡山市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。
- 11 関係法令、通達、大和郡山市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について大和郡山市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理等)

- 12 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。

(秘密保持)

- 13 事業所の職員は、事業上知り得た甲又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。